

委員会規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本統合医療学会（以下本学会）定款第57条に基づき、本学会に設置する委員会の構成及び運営に必要な事項を定める。

(設置と改廃)

第2条 本学会の事業を推進するために必要な委員会については、業務執行理事会の決議を経てこれを設置する。

2 委員会の廃止、又は委員会の名称もしくは役割等の変更は、業務執行理事会の決議によってこれを行う。

(種類)

第3条 委員会の種類は、原則として常設委員会のみとする。ただし、特別の事情のもとに特設委員会を設置することを妨げない。

2 常設委員会は次の各号に挙げるものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 規約委員会
- (3) 倫理委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 認定制度委員会
- (6) 評価委員会
- (7) 国際委員会
- (8) 学術委員会
- (9) 編集委員会
- (10) 支部運営委員会
- (11) 学術大会委員会
- (12) 災害委員会

(委員会の設置期間)

第4条 常設委員会は、原則として期間の定めなくこれを設置する。

2 特設委員会は、2年を最長として期間を定めてこれを設置する。

3 特設委員会の設置期間について、特別の定めがない場合は期間を1年とする。

4 特設委員会の設置期間は満了時に業務執行理事会が決議した場合、引き続き設置できる。ただし、設置期間は、満了時に新たにこれを定める。

(常設委員会の活動目標の設定)

第5条 常設委員会は、期間を定めた活動目標を設定し、その達成に努めるものとする。

2 活動目標にかかる期間は、特に定めなかった場合これを2年とする。

3 活動目標が達成できないとき、業務執行理事会で決議してこれを延長することができる。

(特設委員会の設置目的の開示と達成目標の設定)

第6条 業務執行理事会は、設置を決議した特設委員会について、その設置の目的を開示しなければならない。

2 業務執行理事会は、設置を決議した特設委員会が達成すべき目標を設定し、これを開示しなければならない。

(構成)

第7条 委員は、各委員会とも3人以上10人以内とし、本学会員又は学識経験者のうちから、業務執行理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

(委員の心構え)

第8条 委員会の委員は、本学会定款第57条の趣旨に従い本学会の事業の推進に努め、個人や一部の団体にのみ資するような行動をとってはならない。

2 前項の定める個人や一部の団体にのみ資する行動は、たとえ利益が発生しないとしてもこれを行ってはならず、常に本学会全体に資することを旨としなければならない。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の兼務は、これを妨げない。ただし、業務執行理事会は兼務の理由について開示しなければならない。

3 委員を兼務した場合、最も少ない期間の委員の任期をもってその任期とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長1人、副委員長1～2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、理事の中から業務執行理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。ただし、委員会の運営にあたり特に必要とされる場合、理事以外の者を委員長とすることができる。

3 委員長は、委員会の会務を管理監督し、指揮命令を行う。ただし、委員の任命や罷免に関することおよび懲罰に関することはこれを行わない。

4 委員長は、会議の議長を指名できる他、自ら議長となることができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位にしたがい、前項の職務を代理し又は代行する。

(委員会の招集)

第12条 委員会は、代表理事の要請のあったときその他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第13条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(特別利害関係人の議決参加)

第14条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(報告)

第15条 常設委員会の委員長は、毎年1回以上、活動目標の達成状況を業務執行理事会に報告しなければならない。

2 特設委員会の委員長は、毎年1回以上、目標の達成状況を業務執行理事会に報告しなければならない。

3 報告は書面をもって行う。

(経費)

第16条 委員会の活動にかかる経費は、本学会が負担する。

(改訂)

第17条 この規則は、業務執行理事会の議を経て改訂することができる。

附則 本規則は、2019年6月23日から施行する。